



No.633
3 分間
税ミナール
令和7年3月5日

ヤマダ総合公認会計士事務所
代表 山田良平
〒124-0012
東京都葛飾区立石 1-12-11 ヤマダビル
TEL:03-3694-6091
FAX:03-3691-6680

2025年(令和7年)度税制改正法案が衆議院を通過

政府は、令和7年度税制改正関連法(所得税法等の一部を改正する法律、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律)案を去る2月4日に閣議決定し、国会に提出しました。この法案は、所得税法、法人税法や租税特別措置法など国税に関する税制改正法案と地方税に関する税制改正法案で、施行日は原則として2025(令和7)年4月1日を予定しています。

「国税法律案の概要」に記載された主な具体的な措置は、個人所得税においては、「物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応として、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ、並びに大学生年代の子等に係る新たな控除の創設を行い、これらは令和7年分の年末調整から適用する」とし、さらに子育て支援に関するものとして、「住宅ローン控除・住宅リフォーム税制の拡充(令和7年限りの時限措置)」、及び「生命保険料控除の拡充(令和8年限りの時限措置)を行う。」としています。

法人課税については、「成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進し、地域に好循環を生み出すため、地域経済を支える中小企業の取り組みを後押しする税制として、中小企業経営強化税制を拡充する。」としています。

消費課税については、「外国人旅行者向け免税制度の見直し等を行う」とし、国際課税については、「国際環境の変化等に対応するため、グローバル・ミニマム課税の法制化を行う。」としています。

その他、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置として、令和8年4月1日以降に開始する事業年度について、法人税額から500万円を控除した額を課税標準とする税率4%の新たな付加税の創設や、たばこ税として加熱式たばこについて、紙巻たばことの間税負担差を解消するため、課税方式の適正化を2段階で実施し、その上で国のたばこ税率を3段階で上げるとしています。

これらの税制改正法案は国会で審議されていましたが、衆議院で与党勢力が過半数割れする中で与党のみでは成立させることができず、成立には一部野党から協力を得ることが不可欠となっていました。このたび3月4日の衆議院本会議にて、自民、公明の与党が2月28日に提出した国税部分に係る同法案の修正案の採決が行われ、賛成多数で可決されました。衆議院通過となりましたので、今後審議は参議院に移ることになります。参議院では与党のみで過半数を占めていますが、引き続き議論の行方が注目されます。

「所得税法等の一部を改正する法律案」が国会に提出されました(財務省)(令和7年2月4日)は、こちらからご覧いただけます。

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/trend/sy013e.html

